

重要事項説明書

【令和6年度】

保育事業の提供の開始にあたり、次のとおり重要事項について説明します。

1 施設・設備等

設置者の名称	社会福祉法人芳美会
設置者の所在地	東京都町田市真光寺3丁目1番6号
代表者職・氏名	理事長 齋藤 祐善
事業の種類	認可保育所
施設の名称	ひろがり保育園・南浦和
施設の所在地	埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目25-1
電話番号	048-767-7513
施設認可年月日	2024年7月1日
施設長氏名	小野 政志
施設の概要	鉄筋コンクリート造地上3階建の2階部分 園舎面積 209.64㎡、園庭面積 0㎡(代替遊戯場:御嶽公園) 保育室4(1歳)23.99㎡、保育室5(2歳)13.96㎡、 保育室1(2歳)5.94㎡(3歳)19.83㎡、保育室2(4歳)23.76㎡ 保育室3(5歳)23.76㎡ 調理室、事務室、トイレ

2 特定地域型保育事業の内容等

対象児童	1歳児～5歳児			
利用定員	合計	3号認定子ども		
		0歳	1歳	2歳
	17	—	7	10
	合計	2号認定子ども		
3歳		4歳	5歳	
50	10	23		
開所日・開所時間等	開所日 :月～土曜日 開所時間 :月～金 7時30分～19時30分 (延長時間 18時30分～19時30分) 土曜日 7時30分～18時30分 休園日 :日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3) その他の休園日: ①大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が解除されるまで。その他、 自然災害で実質的に開園できないとき。 ②重大な伝染病等の発生により園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合。			
利用日	月曜日～土曜日のうち保育が必要な日			
利用時間	保育標準時間認定	: 7時30分から18時30分まで		
	延長保育時間(月～金)	: 18時30分から19時30分まで		
利用時間	保育短時間認定	: 8時30分から16時30分まで		
	延長保育時間(月～金)	: 7時30分から18時30分まで 16時30分から19時30分まで		
延長保育時間(土曜日)	: 7時30分から18時30分まで 16時30分から18時30分まで			

職員体制	<p>施設長1名 ……職員および業務の管理を行う。</p> <p>主任保育士1名 ……施設長を補佐し、他の保育士を統括する。</p> <p>常勤保育士7名以上 ……利用子どもが安定した生活を送り充実した活動ができるよう保育を行う。</p> <p>調理員2名以上 ……栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。</p> <p>嘱託医1名 ……園児の健康診断や保健指導を行う。</p> <p>嘱託歯科医 ……園児の定期歯科検診、歯科保健指導を行う。</p>						
勤務体制	<p>保育士の配置</p> <table border="1"> <tr> <td>7時30分～8時00分</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td>8時00分～18時30分</td> <td>条例の配置基準で定める人数以上</td> </tr> <tr> <td>18時30分～19時30分(平日)</td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>※各時間帯とも児童数に応じて必要な保育士を配置します。</p>	7時30分～8時00分	2名以上	8時00分～18時30分	条例の配置基準で定める人数以上	18時30分～19時30分(平日)	2名以上
7時30分～8時00分	2名以上						
8時00分～18時30分	条例の配置基準で定める人数以上						
18時30分～19時30分(平日)	2名以上						
保育理念	好きなことをもっと好きになれるよう自分らしさを大切にのびのびと生活する						
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を感じながら、色々な体験をしていきます。 ・好きなことがもっと好きに、楽しくなるように個性を大切にしていきます。 ・いろいろな人と関わる中で、心の育ちを大切にします。 						
目指す子ども像	<ul style="list-style-type: none"> ・心地よい環境の中でのびのびと過ごす子 ・自分の思いをしっかりと伝えられる子 ・やさしい心をもつ子 						
提供する保育の内容	延長保育(スポット延長保育含む)、障害児保育						
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・調理は自園調理とし、子どもの発達状況に応じ栄養のバランスを考え季節感を味わえる食事を提供します。 ・1～2歳児:完全給食、おやつ午前午後 ・3～5歳児:完全給食、おやつ午後 ・希望者に夕食、補食を提供します(18時30分頃提供) <p>献立表は月ごとに作成し、前月末に配付します。</p> <p>※食物アレルギーのある児童については、「生活管理指導表」を提出してください。翌月の献立について、保護者と園長・栄養士で相談の上、除去食または代替食により対応します。</p>						
退園	<p>保育の必要な理由による入所期間が満了した場合、支給認定証の有効期間が終了した場合には、退園になります。</p> <p>また、満6歳を迎える年度の3月末日までで卒園となります。</p> <p>※保育所に入所している理由や、就労時間等が変更になった場合は必ずお知らせください。就学・求職活動・産前産後・育児休業(継続児に限る。)が理由の場合は入所できる期間が決まっていますので、必ずお知らせください。不正や虚偽により入所していたことが判明した場合は、退園になり、また、市が地域型保育に要した費用を徴収することがあります。</p>						

3 利用者負担等

保育に要する諸費用	項目	金額	備考
	通常の保育料	お住まいの各自治体が決定します。	
	月極延長保育料	月額 8,000 円(1時間) ※補食代を含む	保育標準時間のみ利用可能
	スポット延長保育料	15分 250円	
		補食1食 100円	希望者のみ
	夕食代	夕食1食 500円	希望者のみ
	実費徴収	カラー帽子	1,000円前後 任意
支払い方法	通常の保育料:お住まいの各自治体に直接お支払いいただきます。 給食費・延長保育料・実費徴収:当園にお支払いいただきます。 口座振替払い(引落日:毎月末日)または集金袋(納付期限:翌月10日) ※代金を受領した場合には、領収証を発行します。		
保護者で準備いただくもの	毎日持参対象 ・着替え 上下1組(肌着含む) ・洗濯物入れ(繰り返し使えるビニール製の袋等) ・歯磨き用コップ、歯ブラシ(年齢に応じて) 保育園に置いておくもの ・おたより袋 ・着替え 上下2組(肌着含む) ・オムツ 10枚程度 ・お昼寝布団(園で準備いたします)		

4 時間外保育(延長保育)

延長保育には、月極延長保育とスポット延長保育があります。保育短時間認定のお子様はスポット延長保育のみ可能です。 ※遅刻された場合はスポット利用料金に準じた利用料をお支払いいただきます。 【保育標準時間】18時30分以降に降園した場合 【保育短時間】8時30分より前に登園した場合及び16時30分以降に降園した場合			
月極利用	月額 :8,000円 ※補食代を含みます。		
スポット利用	利用料金 : 15分毎 250円		
延長保育時間	保育標準時間利用	(月～金)18時30分～19時30分まで	
	保育短時間利用の方	(月～金)7時00分から8時30分まで 16時30分から19時30分まで (土曜日)7時00分から8時30分まで 16時30分から18時30分まで	
補食・夕食の提供時間	補食・夕食ともに18時30分		
補食・夕食代金 (希望者に提供)	月極利用:延長保育料に含む スポット利用:補食1食100円、夕食1食500円		
お迎えの時間の管理	保護者が個人のタイムカードに打刻する		
保育料の徴収方法	当月分月末締め、翌月10日までに保育園に支払う		

5 緊急時における対応方法

<p>(1) 保育中にケガ及び容体の変化等があった場合は、直ちに保護者に連絡し様子を伝え、必要と判断した場合には医療機関を確認し受診する等の措置を行います。</p> <p>(2) 保護者と連絡が取れない場合は、予め保護者が指定した緊急連絡先の優先順に連絡します。繋がらない時は児童の身体の安全を最優先させ、医療機関を受診する等の必要な措置を行います。</p> <p>※緊急時に対応するため、保護者の緊急連絡先、かかりつけ医をお知らせください。</p> <p>(3) 病気やケガ等の際、緊急に病院へお子様を搬送する場合は、保護者と相談をして病院を決めますが、主に園医である次の医院を利用する予定です。</p>	
囑託医	内科医 たんぽぽ子どもクリニック TEL: 048-762-8066
囑託歯科医	歯科医 木村歯科医院 TEL: 048-882-9541

6 非常災害対策、防犯対策

非常災害対策	消防計画を作成、火災予防管理・対策、震災対策、防災教育・訓練を行います。	
防災訓練等	地震津波、火災、風水雪害等を想定した避難訓練(消火訓練含む) 月1回 消防署への火災通報訓練 年1回、防犯訓練 年2回	
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知設備、防災スクリーン	
防犯設備	警報装置(警備会社)	
非常災害時の 施設外避難場 所	第1避難場所	御嶽公園
	第2避難場所	さいたま市立大谷場中学校
	広域避難場所	浦和競馬場

7 警戒宣言発令時

<p>1. 警戒宣言発令時の保育</p> <p>(1) 保育開始前に発令があった場合 ……臨時休園</p> <p>(2) 保育開始後に発令があった場合 ……保育中止</p>	
<p>2. 警戒宣言が発令され、解除された場合</p> <p>(1) 午前6時以前に解除された場合 ……平常保育</p> <p>(2) 午前6時～午前10時に解除された場合 ……午後より保育</p> <p>(3) 午前10時以降に解除された場合 ……翌日より保育</p>	
<p>3. 園児のお引き渡し方法</p> <p>入園時にお渡しした送迎カードを持ってきていただいた方にお子様をお引き渡しします。災害時は予想のつかない混乱が考えられるので、カードがない場合は本人の身分が証明できるものを提示ください。</p> <p>※保育園に緊急時引き渡しカードを備え付けています。緊急時に引き渡しカードを元に身分証等を確認させていただきます。</p>	
<p>4. 緊急連絡先</p> <p>保育所電話番号 048-767-7513</p> <p>緊急用電話番号</p>	

8 虐待の防止のための措置に関する事項

<p>1. 当保育園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じています。</p> <p>(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備</p> <p>(2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止</p> <p>(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施</p> <p>(4)その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>2. 当保育園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、さいたま市や児童相談所等適切な機関に通告を行います。</p>

9 個人情報の保護

<p>当保育園では「社会福祉法人芳美会 個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得、利用目的を変更する時はあらためて保護者の同意を得てから行います。</p>

10 任意保険加入状況

【三井住友海上】賠償責任保険

補償項目	1名につき 支払限度額(千円)	1事故につき 支払限度額(千円)	保険期間中 支払限度額(千円)	免責金額(千円) (1事故)
身体	100,000	500,000	500,000	0
財物		100,000	100,000	0

【三井住友海上】団体総合生活補償保険

補償項目	保険金額
(被保険者1名あたりの保険金額・日額)	
傷害死亡・後遺障害	1,000(千円)
傷害入院保険金日額 *1	1,000(円)
傷害通院保険金日額	500(円)
(総保険金額・日額)	
本人 傷害死亡・後遺障害	37,000(千円)
本人 傷害入院保険金日額 *1	37,000(円)
本人 傷害通院保険金日額	18,500(円)

*1 手術保険金もセットされております。

11 相談・苦情の体制

相談・苦情	受付責任者	樋口 莉穂(主任)	電話 048-767-7513
	解決責任者	小野 政志(園長)	電話 048-767-7513
	第三者委員	庄司 元	電話 042-736-2792
	市の窓口	さいたま市南区支援課 電話 :048-844-7171	
	*面接・文書・電話などの方法で、相談、苦情を受け付けます。		

12 その他留意事項

入園について	<p>(1)入園児童はお住まいの各自治体が決定します。</p> <p>(2)入園にあたっては、支給認定証が必要です。</p> <p>(3)入園された後、家庭状況等に変更があった場合や支給認定証の期限が切れる場合には、手続きが必要となります。</p> <p>【手続きが必要な主な例】</p> <p>次のような変更があった場合、速やかに保育園又はお住まいの各自治体までお知らせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住所、保護者の勤務先(部署異動も)、勤務時間、保険証番号、電話連絡の方法等、家族構成等 ②入園後に出産し、育児休業を取得する時 ③姓が変わった時 ④退園する時 <p>(4)入園前に実施する健康診断の結果、保育に支障があると認められる場合は、入園時期を相談し、又は入園を取り消すことがあります。</p>
送迎について	原則として、保護者等が行ってください。それ以外の方が来られる場合は、必ず事前に名前等をお知らせください。
欠席する場合の連絡	当日の欠席連絡、または登園が遅れる時は、登園予定時刻までに電話で保育園にお知らせください。
毎朝の体温確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行い、連絡帳にご記入ください。
感染症について	「保育所における感染症ガイドライン」に則り、学校において予防すべき感染に患った場合はお休みください。登園の際は病院を受診し「登園届」又は「意見書」を提出してください。
発熱時の場合について	発熱された場合は、お休みください。体温だけではなく、顔色が悪い、下痢・嘔吐がある場合も登園を控えていただくことがあります。
与薬について	医療行為にあたるため、原則としては行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行う事ができます。その場合は「与薬依頼書」を添えて、必ず職員に手渡ししてください。個別に聞き取りをさせていただく事があります。
延長保育について	月極延長保育ご希望の方は前日の15日までにお申し込みが必要です。
その他	ひろがり保育園・南浦和入園のしおりをご確認ください。

同意書

当園における保育・教育の提供の開始に際し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

西暦 年 月 日

説明者職・氏名

私は、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を受け、当園における保育・教育の提供の開始について同意します。

西暦 年 月 日

保護者氏名 _____ 印 入所児童との続柄

入所児童名